燃料油メーター	［略］	［略］	次のいずれかに該当すること。 一　学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、体積計の検査に一年以上従事した者 二～四　［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第八十二号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び計量法（平成四年法律第五十一号）第九十二条第二項の規定に基づき、指定製造事業者の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

指定製造事業者の指定等に関する省令の一部を改正する省令

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表

改正後

	事項	基準
一	［略］	［略］
二	［略］	イ　［略］ ロ　［略］ (1)　［略］ (2)　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは工業に関する高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校又は外国にあるこれらの学校に相当する学校を理学、医学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程における品質管理に関する科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）であって、品質管理に関する実務経験を四年以上有する者 (3)　［略］ ハ　［略］
三～七	［略］	［略］

改正前

	事項	基準
一	［略］	［略］
二	［略］	イ　［略］ ロ　［略］ (1)　［略］ (2)　学校教育法に基づく短期大学若しくは工業に関する高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校又は外国にあるこれらの学校に相当する学校を理学、医学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程における品質管理に関する科目を修めて卒業した者であって、品質管理に関する実務経験を四年以上有する者 (3)　［略］ ハ　［略］
三～七	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。